

新処分場併設環境学習施設基本計画案の作成について

1 計画案作成の目的

令和4年4月に策定した新産業廃棄物最終処分場基本計画において、併設施設である環境学習施設（以下、「本施設」という。）の整備の方向性を定めていることから、新処分場併設環境学習施設基本計画案を作成する。

2 委員会の設置

本施設の展示構成、体験学習内容、施設構成、機能等の基本計画を作成するにあたり、学識経験者や地元関係者、行政等により構成する新処分場併設環境学習施設基本計画検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、必要な検討を行う。

3 委員会の委員構成

学識経験者、企業、行政等から、以下の区分により委員9名を選定する。

- ①学識経験者 環境教育、建築環境
- ②企業等 金属リサイクル関連、地域産業支援
- ③日 立 市 生活環境部、市民団体
- ④茨 城 県 県民生活環境部、教育庁
- ⑤事業主体 （一財）茨城県環境保全事業団

4 設置要綱

別紙のとおり

5 検討スケジュール案

本年度中に計4回程度の委員会を開催し、基本計画案をまとめる。

新処分場併設環境学習施設基本計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 新産業廃棄物最終処分場基本計画における環境学習施設(以下、「本施設」という。)の整備の方向性に基づく本施設の展示構成、施設構成、機能等の基本計画を作成するにあたり、必要な検討を行うため、新処分場併設環境学習施設基本計画検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討事項は、以下に掲げる項目とする。

- (1) 本施設における展示構成や体験学習等に関すること
- (2) 本施設における地域交流や企業・大学との研究等に関すること
- (3) 本施設の機能や施設規模等に関すること
- (4) 本施設の整備等に関すること
- (5) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項の検討終了までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。なお、委員長の選任は委員の互選による。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下、「会議」という。)は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(代理出席)

第7条 第3条に規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員は、委員長の許可を受けて委員以外の者を出席させることができる。

2 前項により許可を受けた代理出席者は、委員会において委員と同一の権限を有する。
(委員等の守秘義務)

第8条 委員及び会議出席者は、検討の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利利益を害するおそれがあるもの及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを、他人に漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、茨城県県民生活環境部資源循環推進課に事務局を置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、令和4年7月28日から施行する。

別表（第3条関係）

新処分場併設環境学習施設基本計画検討委員会委員

	氏名	所属	分野等
学識 経験 者	阿部 治	立教大学名誉教授	環境教育
	吉田 友紀子	茨城大学大学院理工学研究科工学野 都市システム工学専攻 助教	建築環境
企業 等	岡 大輔	J X金属株式会社E S G推進部長	金属リサイクル関連
	菊野 洋二	公益財団法人日立地区産業支援センター 常務理事	地域産業支援
日立 市	七井 則之	日立市生活環境部長	行政
	大内 正典	環境を創る日立市民会議議長	市民団体
県	松崎 達人	茨城県県民生活環境部次長	行政
	田辺 光博	茨城県教育庁学校教育部義務教育課長	行政
	橋本 好美	一般財団法人茨城県環境保全事業団常務理事	事業主体